

北海道地方交通審議会船員部会  
第2回北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会  
議事概要

|                  |  |
|------------------|--|
| 開催年月日            | 令和2年12月7日(月)   |
| 開催場所             | 札幌第二合同庁舎(9階会議室)  |
| 議題               | <p>1. 北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正(審議)</p> <p>2. その他</p>   |
| 議事概要             | <p>・審議に入り、前回の議論を踏まえ、労働者委員及び使用者委員の双方がそれぞれ検討してきた結果について、意見が述べられた。</p> <p>・労働者委員より、他地区同業種の最低賃金と比べると、北海道における最低賃金は最低であること、使用者委員から具体的な金額が提示されない中で検討を重ねてきた結果として、前回の専門部会で述べたとおり、1,400円の引き上げが適当であるとの意見があった。</p> <p>・使用者委員より、北海道における最低賃金を審議する部会であり、他地区同業種や100トン以上の船舶を対象とする全国の最低賃金と比較するべきではないこと、世帯人員別標準生計費(対前年比)について、2人世帯を除き下落しており、全国に比べると1~5人世帯平均で北海道の下落率は約2倍であること、消費者物価指数(対前月比)について、本年は横ばい又は下降で推移していること、陸上地域別最低賃金(令和2年度)について、北海道においては引き上げられていないこと、これら北海道の状況を分析した結果として、前回の専門部会で述べたとおり、据え置くことが適当であるとの意見があった。</p> <p>・部会長より、労使委員双方のみで協議を行うよう要請があり、両者のみで協議を行った。</p> <p>・労使委員双方のみで協議を行った結果、両者の意見が調整されて合意に至り、改定(案)【職員:550円の引き上げ/部員:650円の引き上げ】が示された。</p> <p>・最低賃金額(月額)は、職員について24万9,750円、特定の船舶職員養成施設の課程を修了した若手職員23万3,300円、部員について19万1,100円、海上経歴3年未満の部員について18万1,950円とする案が了承された。</p> <p>・その他として、労働者委員より、この最低賃金が適用となる船舶の中には船長や機関長のみが乗り組む船舶もあるが、船長や機関長は航海士や機関士よりも重責であることから、それら職員については、最低賃金を十分に上回るよう、引き続き、指導をお願いしたいとの意見があった。</p> <p>・事務局より、当専門部会の結論については、他の業種の最低賃金専門部会の結論と合わせて、直近の船員部会へ付議することをはじめ、効力発生までの手続きに関する説明があった。</p> <p>・海事振興部長より、諮問した北海道運輸局を代表して、部会長及び各委員へ、謝辞があった。</p> <p>・部会長より、各委員へ謝辞があり、これをもって本年度の最低賃金専門部会を終了した。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p> |
| 北海道運輸局海事振興部船員労政課 |  |